

(別紙様式 2 - 1 (実施要項第 4 条関係))

<p>&lt; 案件名 &gt; 南相馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)</p>	
区 分	内 容
政策等の趣旨	国が昨年定めた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び市が定めた「南相馬市復興総合計画」を踏まえ、南相馬市版総合戦略を策定する。
〃 目的	人口減少の克服と市のさらなる活性化を図るため策定するもの。
〃 立案の経緯	「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、全国の自治体が総合戦略を策定することが求められていることと、本市では震災の影響により人口減少・少子高齢化が急速に進んでおり、総合戦略を策定する必要性があることによる。
立案する際に整理した考え方及び論点	(1) 地域における安定した雇用の創出 (2) 本市への新しいひとの流れの創造 (3) 若い世代の結婚・出産・子育てに対する希望の実現 (4) 時代に合った地域づくり、安心な暮らしの確保、地域間連携の促進
理解するための資料	
ア 根拠法令	まち・ひと・しごと創生法
イ 上位計画等の概要	南相馬市復興総合計画 特に、若い世代の定住や子育て環境の充実に特化した「前期基本計画」の重点施策を重視。
ウ 施策等の実施により予想される影響の程度及び範囲	本市を取り巻く人口減少・少子高齢化の状況の厳しさを市民と共有するとともに、行政だけでなく市全体で困難な状況を克服するための機運を醸成する。
エ その他、必要な資料	
立案の際に意見を聴取した審議会等及び主な構成員	地域創生・人口減少対策本部 市長を本部長、副市長を副本部長とし、庁議構成員により構成。 まち・ひと・しごと創生有識者会議 市内外の「産学官金労」及び移住者 15 名により構成。主に 40 代以下の方を中心に委嘱。 まち・ひと・しごと創生ワーキンググループ 仕事や子育てに関連する部署を中心に、40 代以下の若手職員により構成。

意見提出の注意事項	
取扱い等結果の公表予定時期	平成 28 年 3 月（平成 28 年 2 月の庁議決定後速やかに）